

柏 市
中小企業融資のご案内



令和4年4月発行

柏市 経済産業部 商工振興課

04-7167-1141 (直通)

よくある質問

Q 1 融資資金のメニューは？

A 1 2頁～4頁の「融資資金一覧」を参照して下さい。

Q 2 手数料は？

A 2 必要ありません。(4頁)

Q 3 担保は？

A 3 原則として必要ありません。(4頁)

Q 4 保証人は？

A 4 原則として、個人の場合は必要ありません。法人の場合は代表者が保証人となります。
(4頁)

Q 5 保証料は？

A 5 内容により年0.45～2.2% 必要です。(4頁)

Q 6 利息は？

A 6 返済期間により年1.8～2.4% 必要ですが(4頁)、1%を超える利息額を市が補助
します。(5頁)

Q 7 申し込み先は？

A 7 9頁の「取扱金融機関一覧」にて受け付けます。

Q 8 提出書類は？

A 8 7頁、8頁の「提出書類一覧」を参照して下さい。

Q 9 相談窓口は？

A 9 市内金融機関(9頁)の他、柏商工会議所、柏市沼南商工会にて対応します。(4頁)

Q10 融資実行までの所要期間は？

A10 概ね20日程度ですが、6頁の「お申し込みから結果報告までの流れ」を参
照して下さい。

柏市中小企業資金融資制度

この制度は、中小企業者や創業者の皆様が事業経営に用いる資金が必要となった場合、柏市が千葉県信用保証協会並びに市内各金融機関の協力を得て融資を行う制度です。平成28年4月から審査業務（現地調査を含む）と融資実行後の経営支援業務について、旧柏市内の事業所は柏商工会議所（中小企業相談所）、旧沼南町内の事業所は柏市沼南商工会が行っています。

ご利用について

対象となる方

1. 市内に店舗、工場、事業所がある中小企業の法人（以下、組合を含む）、個人、及び創業者。
なお、中小企業者とは、下記の要件（資本金、従業員数のいずれか）に該当する事業者です。

業 種 別	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
医 療 法 人	—	300人以下
N P O 法 人	—	卸売業・サービス業 100人以下 小売業（飲食業を含む） 50人以下 その他 300人以下

2. 上記に加え、下記条件を満たす必要があります。
 - (1) 市税を完納していること
 - (2) 千葉県信用保証協会の保証が受けられること（保証料あり）
 - (3) 許認可資格を必要とする業種の場合は、許認可を受けていること※ 千葉県信用保証協会の保証対象業種である必要あり
※ 資金の種類ごとに詳細要件が異なります。資金別の詳細要件は、2頁から4頁をご確認ください。

対象とならない業種

1. 農林漁業（保証対象業種に指定されているものを除く）
 2. 金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
 3. 土地売買業（投機目的のみ）
 4. 特殊浴場業の内、風俗関連営業
 5. 娯楽業のうち風俗関連営業
 6. 集金・取立業（公共料金、又はこれに準ずるものを除く）
 7. 宗教
 8. 政治・経済・文化団体
- ※ 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものについても、信用保証の対象外です。

《 設備資金で購入できる車両等 》

対象とならない資金用途

1. 市外資金
2. 法人設立、又は増資の為の出資金
3. 転貸資金（系列や取引先の債務肩代わり等の資金）
4. 借り換え資金
5. 生活資金
6. 納税赤字補てん資金
7. その他、市が不相当と判断するもの

- ① タクシーや貨物車等の営業車ナンバー
 - ② クレーン車やフォークリフト等の重機
 - ③ 事業に必要なカーナビ等の装備品、重量税等の付帯費用
- ※ 但し、会社の営業車や社用車、飲食店等の顧客送迎車は対象外とします。

融資資金一覧

※全資金共通で、市税を完納していることが要件となります。

事業資金

●要件

□法人個人共通

- ・事業の経営上要する資金であること。
- ・融資の申込みを行う日において、1年以上市内で同一事業を営んでいること。

□個人

- ・融資の申込みを行う日において、1年以上市内に住所を有していること。

□法人

- ・融資の申込みを行う日において、1年以上市内に本店または支店の登記があること。

小口事業資金

●要件

□法人個人共通

- ・中小企業庁長官が定める小口零細企業保証制度に係る保証の対象となる資金であること

□個人・法人

- ・個人、法人ともに**事業資金**と同じ要件となります。

挑戦資金

従業員が独立して従来従事していた事業と同じ事業を営もうとする場合、経済環境等の変化により事業の転換又は多角化を行い、又は行おうとする場合、法令に基づく資格等に係る技能又は知識を活用した事業を営もうとする場合に要する資金

●要件（創業前と創業後で資金を借りるための要件が異なります。）

□創業前に資金を借りる場合、個人のみが対象となります。

- ・融資を申し込む日において、1年以上市内に住所を有していること
- ・以下の①～③のいずれか1つの要件を満たしていること

①以前従事していた事業に係る知識、経験等を活用した事業を開始すること

②次に掲げる法令に基づく資格を有し、当該資格に係る技能又は知識を活用した事業を開始すること

美容師、クリーニング師、医師、歯科医師、薬剤師、税理士、弁理士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、弁護士、旅行業務取扱主任者、自動車整備士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、理容師、調理師その他市長が前項に定める資格と同等のものであると認める法律で定める資格

③公共職業能力開発施設における職業訓練その他市長が適当と認める研修を受け、当該職業訓練又は研修で習得した技能又は知識を活用した事業を開始すること

- ・以下の①、②のどちらかの要件を満たしていること

①事業を営んでいない個人が、1か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※次ページ参照）修了者は6か月以内とする。

②融資を申し込む日において、1年以上市内に住所を有し、かつ、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が2か月以内に事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※次ページ参照）修了者は6か月以内とする。

□創業後に資金を借りる場合の法人個人共通の要件

- ・以下の①、②のどちらかの要件を満たしていること

①融資の申込みを行う日以前1年以上の期間引き続き市内で事業を営み、かつ、当該事業を継続しつつ、経済環境等の変化により事業の転換又は多角化を行おうとする場合に要する資金であること。

②融資の申込みを行う日から、前1年未満の間に新たな事業を開始したこと。

□創業後に資金を借りる場合の個人の要件

- ・融資を申し込む日において、1年以上市内に住所を有していること

□創業後に資金を借りる場合の法人の要件

- ・共通の要件①の場合のみ、申込みを行う日において、1年以上市内に本店または支店の登記があること（共通の要件②に該当する場合は、共通の要件のみが要件となる。）

創業支援資金

●要件（創業前と創業後で資金を借りるための要件が異なります。）

□創業前後問わず、法人個人共通の要件

・信用保証協会の【創業関連保証】の対象となること。

□創業前に資金を借りる場合の個人の要件

・融資を申し込む日において、市内に住所を有していること。
・以下の①、②のどちらかの要件を満たしていること。

①事業を営んでいない個人が、1か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※ページ下部参照）修了者は6か月以内とする。

②事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が2か月以内に事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※ページ下部参照）修了者は6か月以内とする。

□創業前に資金を借りる場合の法人の要件

・融資の申込みを行う日以前1年以上の期間引き続き市内で事業を営んでいる会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

□創業後に資金を借りる場合の個人の要件

・融資を申し込む日において、市内に住所を有していること。
・事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始してから5年以内のもの。

□創業後に資金を借りる場合の法人の要件

・以下の①、②のどちらかの要件を満たしていること。

①事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その設立の日から5年以内のもの。

②会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、その設立の日から5年以内のもの。

※認定特定創業支援事業とは？

創業時に必要な経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を身に付ける為、柏市が認定する支援事業者（柏商工会議所、柏市沼南商工会、TXアントレプレナーパートナーズ、千葉県信用保証協会）が実施するセミナー等のプログラム。いずれかのプログラムを修了した方は、柏市が証明書を発行し、柏市中小企業資金融資制度における「創業支援資金」の申し込み期間が延長される他、会社設立時の登録免許税の減免等が受けられます。

△ かしわ創業塾（柏商工会議所 TEL：04-7162-3305）

△ 柏市しょうなん創業塾（柏市沼南商工会 TEL：04-7191-2803）

△ ビジネスプラン作成セミナー（TXアントレプレナーパートナーズ Mail：contact@tepweb.jp）

△ 創業スクール（千葉県信用保証協会 TEL：043-311-5001）

※千葉県信用保証協会の創業スクールは、令和4年度以降に受講した場合に限ります。

その他の資金

下記3つの資金の詳細については、柏市商工振興課までお問い合わせください。

□公害防止施設資金

・中小企業者が、公害の発生、防除を図るため、必要な設備装置等を設置し、又は改善するための設備資金

□大型店進出対策資金

・中小企業者が、大型小売店舗の進出に対応して経理を合理・近代化し、当該大型店へ入店するための運転又は設備資金。入店の場合、売場面積は150㎡以下であること

□工場移転資金

・中小企業が、市内の住工混在地域に立地している工場の生産性向上の効率化と併せて、生活環境保全を図るため本市内の工業地域又は工業専用地域内に、工場の全部を移転するための設備資金。

資金の種類ごとの貸付条件

資金の種類(※1)		融資限度額	融資期間	責任共有制度	保証料率	融資利率
事業資金	運転資金	2,000万円	60月以内	対象	0.45～	融資期間に応じて以下のとおり 1年以内 : 年1.8% 1年超3年以内 : 年2.0% 3年超5年以内 : 年2.2% 5年超10年以内 : 年2.4% (固定金利)
	設備資金	5,000万円	120月以内		1.90%	
小口事業資金	運転資金	1,250万円	60月以内	対象外	0.50～	
	設備資金	(※2)	120月以内		2.20%	
挑戦資金	運転資金	1,000万円	60月以内	対象	0.45～	
	設備資金	2,000万円	120月以内		1.90%	
創業支援資金	運転資金	1,500万円	60月以内	対象外	0.80%	
	設備資金		120月以内			
公害防止資金	設備資金	3,000万円	120月以内	対象	0.45～ 1.90%	
大型店進出 対策資金	運転資金	1,000万円	60月以内	対象	0.45～	
	設備資金	3,000万円	120月以内		1.90%	
工場移転資金	設備資金	5,000万円	120月以内	対象	0.45～ 1.90%	

返済方法：割賦または一括

据置期間：6か月（工場移転資金のみ24か月）

連帯保証人

個人：原則不要

法人：原則代表者

担保：原則不要

ただし、千葉県信用保証協会又は金融機関が必要であると認めるときは求められる場合があります。

手数料：不要

(※1) 資金の種類の説明

・運転資金

原材料、商品等の仕入れ及び手形、買掛金等の決済等のために用いる資金

・設備資金

設備、機械、事業用車両等の購入及び施設の新築、増改築等のために用いる資金

(※2) 小口事業資金の融資限度額について：既存の保証協会の保証付き融資残高との合計

お手続きについて

1. 受付場所

市内の取扱金融機関（9頁）にて随時、受け付けています。なお、審査時間を要しますので、余裕をもってお申し込みください（6頁に申込から融資までの流れを記載しております）。

2. 注意事項

- (1) 提出書類は、一覧（7頁・8頁）を確認の上、受付金融機関を通じて提出してください。
- (2) 申込書類は、全て自筆・実印・黒インクまたは黒ボールペンで正確に記入してください。
- (3) 証明書類は、原則として交付後3か月以内の原本を添付してください。
- (4) 見積書は、申込者あて、有効期限内、且つ見積者の印のあるものを添付してください。
- (5) 提出書類は、返却いたしません。
- (6) 申込者（法人の場合は代表者）が65歳を超えている場合、後継者を指名して頂くことがあります。

3. 相談窓口

融資に関するご相談は、旧柏市内で事業を行っている方は、柏商工会議所（中小企業相談所）、旧沼南町内で事業を行っている方は、柏市沼南商工会で受け付けています。なお、本制度の利用に当たって提供された個人情報、個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱います。

柏商工会議所（中小企業相談所）

〒277-0011 柏市東上町7-18

TEL 04-7162-3305

柏市沼南商工会

〒277-0924 柏市風早1-6-16

TEL 04-7191-2803

お申し込み後の報告等について

融資の決定及び実行

柏商工会議所又は柏市沼南商工会による現地調査の後、千葉県信用保証協会の判断に基づき、柏市が融資の可否を決定し、指定金融機関が実行します。

※ 柏市からの貸付決定日より前に融資実行されたものは、柏市制度融資対象外となり利子補給されません。

融資実行後の報告

柏市から送付する「貸付決定通知書」同封の「**運用結果報告書**」へ必要事項を記載して頂き、指定金融機関による融資実行後30日以内に、金融機関が作成した「**返済表**」（複写）添付の上、旧柏市内で事業を行っている方については、柏商工会議所（中小企業相談所）、旧沼南町内で事業を行っている方については、柏市沼南商工会へ提出してください。なお、設備資金で融資を受けている場合、上記の他、「**領収書**」等（複写）が必要となります。

柏商工会議所（中小企業相談所）
〒277-0011 柏市東上町7-18
TEL 04-7162-3305

柏市沼南商工会
〒277-0924 柏市風早1-6-16
TEL 04-7191-2803

※ 提出先は、柏市役所ではありませんので、十分ご注意ください。

お申し込み内容の変更

融資実行後、お申し込み内容に変更（所在地の移転や代表者の変更など）が生じた場合、速やかに旧柏市内で事業を行っている方については、柏商工会議所（中小企業相談所）、旧沼南町内で事業を行っている方については、柏市沼南商工会へ「**申込事項変更届**」を提出してください。様式は、柏市ホームページからダウンロードすることができます。

柏市ホームページ（制度融資） <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/090700/p000815.html>

※ 提出先は、柏市役所ではありませんので、十分ご注意ください。

※ 融資期間の変更（繰上返済は除く）をする場合は、柏商工会議所又は柏市沼南商工会に必ず事前にご相談ください。

※ 融資利率の変更は、できません。 予めご了承ください。

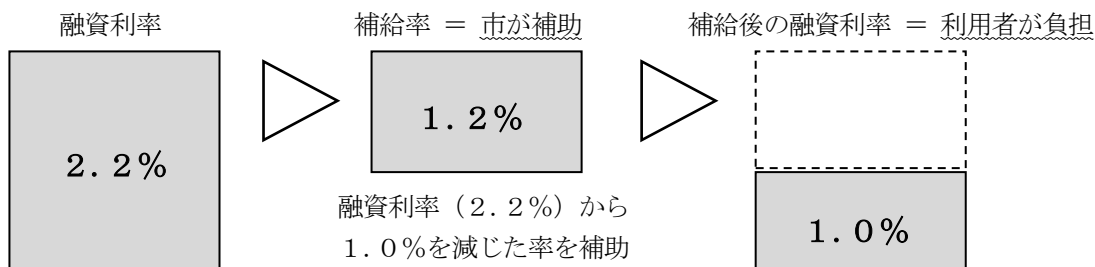
利子補給（柏市の補助金）

制度融資利用者に対して、市は支払利息の一部を予算の範囲内で補助します。なお、該当者には、柏市より申請手続きについてご案内します（2月頃）。

なお、利息の支払延滞月が通算4回以上となった場合、代位弁済の対象となった場合、市税未納、市外移転、廃業、利子補給の申請が無い方などは、支給対象とはなりません。

資金の種類	補給率	補給期間
事業資金（小口を含む）／挑戦資金 ／創業支援資金	融資利率から1.0%を減じた率（上限3.0%）	5年以内
公害防止資金	融資利率から1.0%を減じた率（上限5.0%）	5年以内
大型店進出対策資金	融資利率から1.0%を減じた率（上限4.0%）	5年以内
工場移転資金	融資利率から1.0%を減じた率（上限4.0%）	7年以内

※ 利子補給の考え方（例）



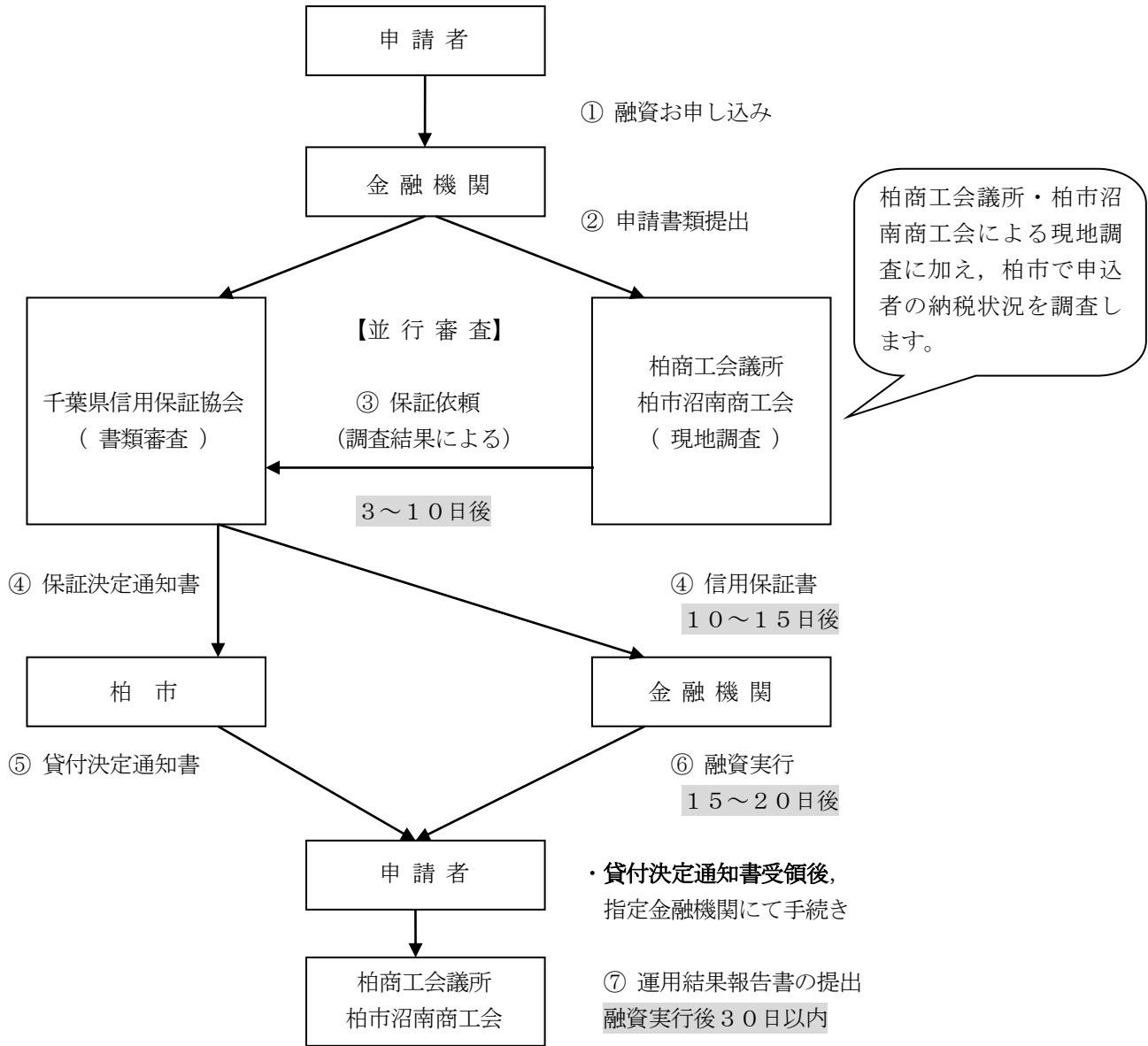
上記により、各資金共、利用者が負担する（利子補給後の）融資利率は「1.0%」となります。

※利子補給の流れ

①融資実行後、利用者が利子の支払いを行います。

②年に1度、1月～12月末までの利用者の支払い利子を柏市で調査し、その一部を補給率に応じ一括で補給します。

お申し込みから結果報告までの流れ



※ 融資実行までの所要時間並びに必要な書類

上記の所要日数は目安です。内容により記載の日数以上に審査時間を要する場合があります。また、融資を受けるには千葉県信用保証協会の保証が必要となる為、審査の過程で「提出書類一覧」(7・8頁)記載の書類の他、必要書類の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

※ 融資実行後の報告 (前掲5頁)

柏市から送付する「貸付決定通知書」同封の「運用結果報告書」へ必要事項を記載して頂き、指定金融機関による融資実行後30日以内に、金融機関が作成した「返済表」(複写)添付の上、旧柏市内で事業を行っている方については、柏商工会議所(中小企業相談所)、旧沼南町内で事業を行っている方については、柏市沼南商工会へ提出してください。なお、設備資金で融資を受けている場合は、上記の他、「領収書」等(複写)が必要となります。

※ お申し込み内容の変更(所在地の移転や代表者の変更など)があった場合(前掲5頁)

速やかに旧柏市内で事業を行っている方については、柏商工会議所(中小企業相談所)、旧沼南町内で事業を行っている方については、柏市沼南商工会へ「申込事項変更届」を提出してください。様式は、柏市ホームページからダウンロードすることができます。

提出書類一覧

No	提出書類	発行元・様式	個人	法人	提出先		留意事項
					商工会 商工会	信用保証協会	
1	柏市中小企業資金融資申込書	柏市(ホームページ)、柏商工会議所、柏市沼南商工会、取扱金融機関	○	○	原本	複写	日付は記入しないこと
2	住民票	柏市	○		原本	複写	交付後3か月以内の原本
3	信用保証委託申込書	信用保証協会、取扱金融機関	○	○	複写	原本	保証申込の都度、毎回必要
4	信用保証依頼書	信用保証協会、取扱金融機関	○	○	複写	原本	保証申込の都度、毎回必要
5	信用保証委託契約書	信用保証協会、取扱金融機関	○	○	不要	原本	保証申込の都度、毎回必要。令和3年7月1日より、貸付実行後、保証協会へ提出することとなった。
6	申込人(企業)概要	信用保証協会、取扱金融機関	○	○	複写	原本	保証申込の都度、毎回必要
7	個人情報の取扱いに関する同意書	信用保証協会、取扱金融機関	○	○	複写	原本	包括同意を可能とし、初回のみ必要
8	個人:確定申告書 法人:決算書		○	○	複写	原本	・原則2期分が必要(提出済みの場合は不要)
9	商業登記簿謄本(登記事項証明書)	法務局		○	複写	原本	・初回申込時は、最近3か月以内に法務局で取得した履歴事項全部証明書(写し可)が必要・2回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出
10	定款(写) 株主名簿(写)			○	複写	原本	・原則不要(ただし以下の場合には必要) ・法人設立後第1期決算申告前の場合(法人成り含む)・創業等関連保証・創業関連保証で初回申込の場合・その他当協会が必要とする場合に必要
11	印鑑証明書(写)	(個人)柏市 (法人)法務局	○	○	複写	原本	・初回は原則必要(写し可、最近3か月以内のもの)・2回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出・保証申込の関係者(本人・連帯保証人・担保提供者等)から個別の提出が必要
12	市町村税納税証明書	柏市	○	○	不要	原則不要	・柏市の審査においては、柏市が納税状況を照会するため、納税証明書は不要です。 ・信用保証協会の審査においては、必要となる場合があります。
13	許認可証(写)		○	○	複写	原本	許認可を必要とする業種の場合に必要
14	宣誓書	信用保証協会、柏商工会議所、柏市沼南商工会、取扱金融機関	○	○	複写	原本	軽微な工事のみを扱う建設業者で、建設業の許可を取得していない場合に必要
15	残高試算表		○	○	複写	原本	決算後6か月以上経過した場合
16	受注明細表	信用保証協会、金融機関	○	○	複写	原本	必要に応じて
17	特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」(写)			○	原本	複写	特定非営利活動法人の場合に必要
18	特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」(写)			○	原本	複写	
19	特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」(写)			○	原本	複写	
20	その他市長が必要と認める書類		○	○	原本	複写	必要に応じて
21	その他信用保証協会が必要と認める書類		○	○	複写	原本	必要に応じて

通常申込時に必要な書類

次頁へ続く

挑戦資金 創業関連資金	22	資格等を証する書類		○	○	原本	複写	・22は挑戦資金申込の際に必要。 ・23～25 創業関連資金申込の際に必要。
	23	事業を営んでいないことを証明する書類(源泉徴収票等)		○	○	複写	原本	
	24	預金通帳(写)		○	○	複写	原本	
	25	創業・再挑戦計画書	信用保証協会・柏商工 会議所・柏市沼南商工 会・取扱金融機関	○	○	複写	原本	
	26	認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての証明書(写)	柏市	○		原本	複写	
設備資金	27	設備資金検討表	信用保証協会・柏商工 会議所・柏市沼南商工 会・取扱金融機関	○	○	複写	原本	必要に応じて
	28	見積書(写)・契約書(写)		○	○	複写	原本	建物の建築、機械等の設備の場合に必要
	29	建築確認申請書(写)		○	○	複写	原本	必要に応じて
有担保	30	不動産登記簿謄本、公図(地積・測 量図)、建物図面・各階平面図、住宅 地図(所在地略図)	法務局	○	○	複写	原本	・新規担保設定時に必要 ・担保を金融機関設定とする場合はコピー可
	31	土地賃貸借契約書(借地契約書)、 承諾書		○	○	複写	原本	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要
	32	先行する租税債権がないかどうかの 確認資料		○	○	複写	原本	担保を協会設定とする場合に必要
連帯保証人(法人の場合必要)	33	印鑑証明書		原則 不要	○	複写	原本	初回は原則必要(写し可、最近3か月以内のもの)・2回目以降は 変更がある場合など必要に応じて提出・保証申込の関係者(本人・ 連帯保証人・担保提供者等)から個別の提出が必要
	34	市町村税納税証明書			○	不要	原則不要	・柏市の審査においては、柏市が納税状況を照会するため、納税 証明書は不要です。 ・信用保証協会の審査においては、必要となる場合があります。
	35	議事録			○	複写	原本	法人が保証人となる場合

●マイナンバーの取り扱い

申込に当たって、マイナンバーの提出は不要です。従って、確定申告書の写し等を添付する場合、マイナンバーの記載がある書面は、マイナンバーを消したものを添付してください。

<金融機関の方へ> 提出書類の取り扱い

柏商工会議所(もしくは柏市沼南商工会)の他、千葉県信用保証協会へ書類をお送り下さい。具体的な作業手順は下記のとおりです。

- ①申請者からの提出書類を全て複写して下さい。
- ②柏商工会議所(もしくは柏市沼南商工会)、千葉県信用保証協会へ、提出書類一覧(7頁・8頁)のとおり、それぞれの提出先へご提出ください。

融資実行は、市からの貸付決定通知書を確認の上、行うようお願いいたします。

〒271-0091

松戸市本町7番地10 ちばぎんビル4階

千葉県信用保証協会 松戸支店

電話 047-365-6010

取扱金融機関一覧

千葉銀行 柏支店
7167-0111
千葉銀行 柏西口支店
7143-2221
千葉銀行 南柏支店
7173-6111
千葉銀行 増尾支店
7174-7111
千葉銀行 花野井支店
7131-7121
京葉銀行 柏支店
7167-6135
京葉銀行 北柏支店
7133-5611
京葉銀行 南柏支店
7145-9111
京葉銀行 豊四季支店
7147-7666
京葉銀行 柏の葉キャンパス支店
7135-1211
京葉銀行 沼南支店
7192-1121
千葉興業銀行 柏支店
7167-4101
水戸信用金庫 柏支店
7164-3155

三菱UFJ銀行 柏支店
7166-1161
三井住友銀行 柏支店
7164-3131
みずほ銀行 柏支店
7164-2281
りそな銀行 柏支店
7145-7121
筑波銀行 北柏支店
7132-3831
常陽銀行 柏支店
7167-7101
東日本銀行 柏支店
7146-0171
銚子商工信用組合 柏支店
7164-3955
東京ベイ信用金庫 柏支店
7164-1515
東京ベイ信用金庫 北柏支店
7132-1151
東京ベイ信用金庫 沼南支店
7191-2161

※ 筑波銀行 南柏支店、京葉銀行 つくしが丘支店では、お取り扱いがありませんので、ご注意ください。

信用保証協会

中小企業者が金融機関から融資を受ける場合、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とし、もって中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とした公的機関です。なお、保証の対象となる資金は、事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます（生活資金、個人の住宅建築資金など、事業資金以外の用途は認められません）。

千葉県信用保証協会 松戸支店
〒271-0091 松戸市本町7-10（ちばぎんビル4階）
TEL 047-365-6010

※ 信用保証協会では、柏市制度融資の受付は行なっていません。 上記の金融機関へお申し込みください。

相談窓口のご案内

柏商工会議所

住所 柏市東上町7-18
電話 04-7162-3305



柏市沼南商工会

住所 柏市風早1-6-16
電話 04-7191-2803

